

廿日市庁舎警備業務委託総合評価一般競争入札 評価基準

項目	評価項目	評価基準	配点	
技術評価	体制 ○実施体制の妥当性 ○緊急時の体制・対応について	・体制の妥当性に応じて評価 ・緊急時のバックアップ体制の充実度を評価	良 8点 可 3点 不可 0点	8
	資格者 ○資格者の配置状況	・当該業務に係る技術者・資格者の人数	・警備員指導教育責任者資格者（1号警備）の配置 1人につき 2点 ・施設警備業務に係る2級又は1級検定の保持者の配置 1人につき 1点 5点を上限とする	5
	業務実績 ○過去3年間の同種業務（施設の常駐警備）の受注実績	・実績件数に応じて評価 （ただし、当初契約の期間を事業者側の事情により満了しなかったものは実績に含めない）	3件以上 5点 1件以上 2点 実績なし 0点	5
	認証等の取得 ○業務に関連する認証等の有無	・プライバシーマーク又はISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の取得状況	取得あり 2点 取得なし 0点	2
	実施体制 苦情処理等現場対応力 ○苦情処理に対する取り組み ○様々な状況への対応力	・苦情処理等現場対応マニュアル等の整備状況 ・警備業務において対応が必要な具体的な事態を想定した対策 ・状況の変化に応じた柔軟な対応（扉の開錠施錠等） ・令和6年1月～令和6年12月の処理案件の整理利用	良 10点 可 5点 不可、整備なし 0点	10
	検査体制 ○自主点検体制の充実度	・自主点検体制等の整備状況 ・令和6年1月～令和6年12月の点検結果に基づく業務改善を評価	・自主点検体制あり 良 5点 可 2点 不可、なし 0点 ・自主点検による業務改善の実績 良 5点 可 2点 不可、なし 0点	10
教育・研修 ○研修体制の整備と業務に関する研修の実施の有無と内容	・研修体制の整備状況 ・令和6年1月～令和6年12月間の研修の実施状況と内容に応じて評価	・研修体制整備されている 3点 整備されていない 0点 ・実施した研修回数 2回以上 3点 2回未満 0点 ・実施した研修の内容 良 4点、可 2点、不可 0点	10	
政策評価	社会的責任等 障害者雇用率 ○障害者雇用への取り組み	・常用雇用労働者数40人以上 令和6年6月1日時点での障害者の雇用状況を評価 障害者雇用率2.5%以上 ※R6年度の除外率による算定 ・常用雇用労働者数40人未満 障害者雇用有り	・常用雇用労働者数40人以上 3.5%以上 15点 3.0%以上3.5%未満 7点 2.5%以上3.0%未満 3点 2.5%未満 0点 ・常用雇用労働者数40人未満の徐業者は、障害者を1人以上雇用している場合 10点	15
	障害者就労施設からの物品等の調達	・令和6年1月～6年12月の1年間における県内の障害者就労施設等からの物品等（印刷や役務提供も含める）の調達の評価	10件以上 10点 5件以上 5点 1件以上 2点 実績なし 0点	10
	仕事と家庭の両立支援への取り組み	・広島県仕事と家庭の両立支援企業登録の有無	登録があれば5点	5
	法令遵守 社会保険等の加入状況【必須】	・加入状況に応じて評価 ・様式1（配置予定計画表）により評価	・未加入者がいない 10点 ・未加入者がいる 失格	10
法令遵守 賃金水準 ○業務従事予定者の賃金水準【必須】	・最低賃金と業務従事予定者の賃金水準との比較により評価	最低賃金者の賃金÷法定最低賃金=α αが1.2以上 10点 αが1.1以上 5点 αが1.0以上 2点 αが1.0未満 失格	10	
配分点合計			200	
価格評価の配分点			100	
技術評価の配分点			50	
政策評価の配分点			50	

評価	
価格評価点	価格評価の配分点×（1－（入札価格）/（予定価格）） ※2 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。
技術評価点	
政策評価点	
評価値	価格評価点 + 技術評価点 + 政策評価点

※必須項目として設定した評価項目については、要件を満たさない場合は失格とする。
 ※技術評価項目に係る要求水準は20点以上とし、これを満たさない者は失格とする。